

PPP/PFI推進に関する動向等

令和7年10月3日(金)



内閣府 民間資金等活用事業推進室

政策調査員 竹下 麗歌

1 PPP/PFIの推進状況

2 アクションプランの改定(令和7年6月4日)等

3 内閣府の支援制度等

4 官民連携支援センターのご紹介

PPP/PFIの必要性

厳しい社会環境

①生産年齢人口の減少

⇒ 財政状況のひっ迫、行政職員の減少



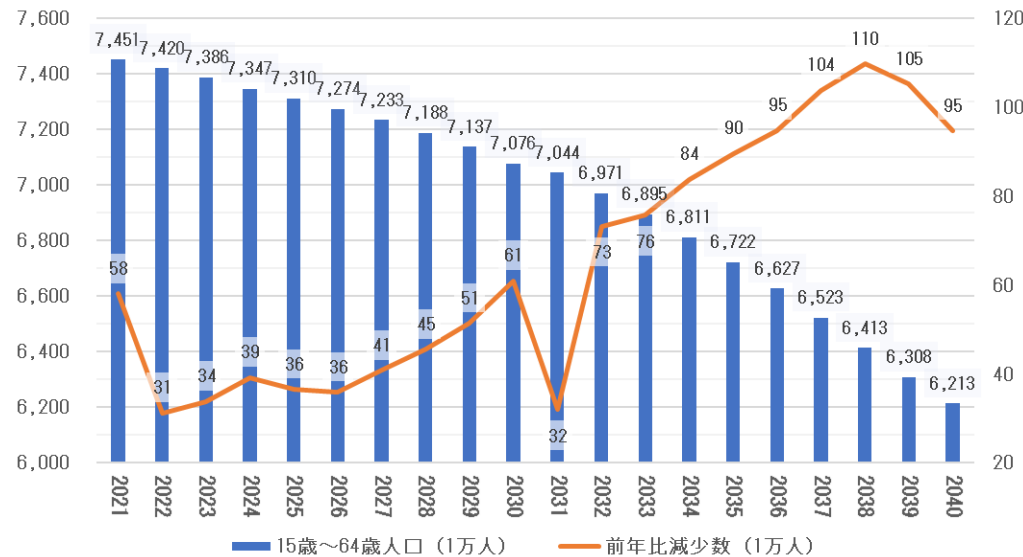
②公共施設の老朽化

⇒ 改修需要の増大

日本の生産年齢人口(15～64歳)は、20年間で1,200万人減少し、1年当たりの減少ペースは、2030年までの10年間は平均43万人、2030年以降の10年間は平均86万人と、倍速になる見込み。

高度経済成長期に集中的に整備された公共施設が一斉に更新時期を迎えていく。

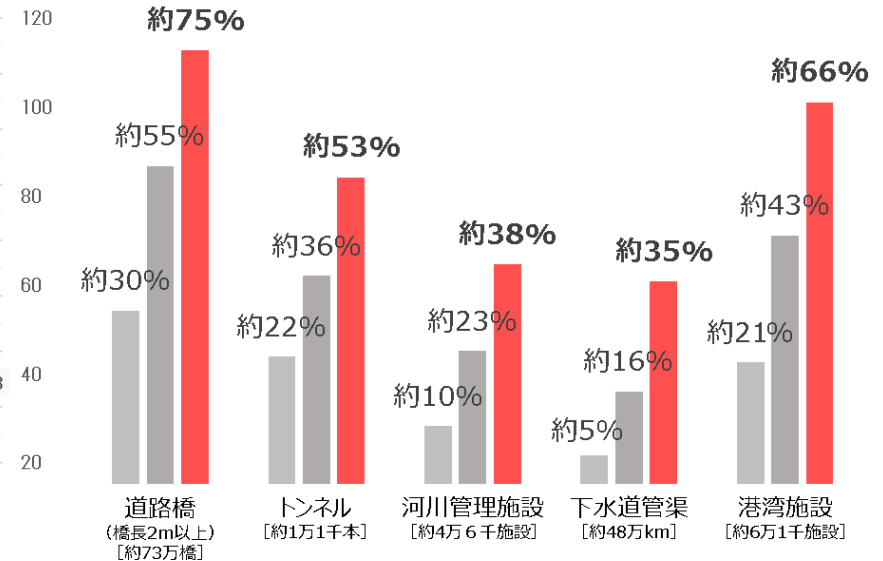
生産年齢人口の推計



出典: 国立社会保障・人口問題研究所資料を基に作成

建設後50年以上経過する施設の割合

■ 2020年3月 ■ 2030年3月 ■ 2040年3月



出典: 国土交通省総合政策局資料

地域のにぎわい創出、老朽化や防災等の地域課題に対応

- ・**地方自治体** : 長期契約や一括発注、性能発注による歳出の効率化
- ・**住民** : 民間のノウハウ・柔軟な創意工夫を生かした住民サービスの向上
- ・**地域企業** : ビジネス機会の拡大等を通じた利益の創出

三方よし

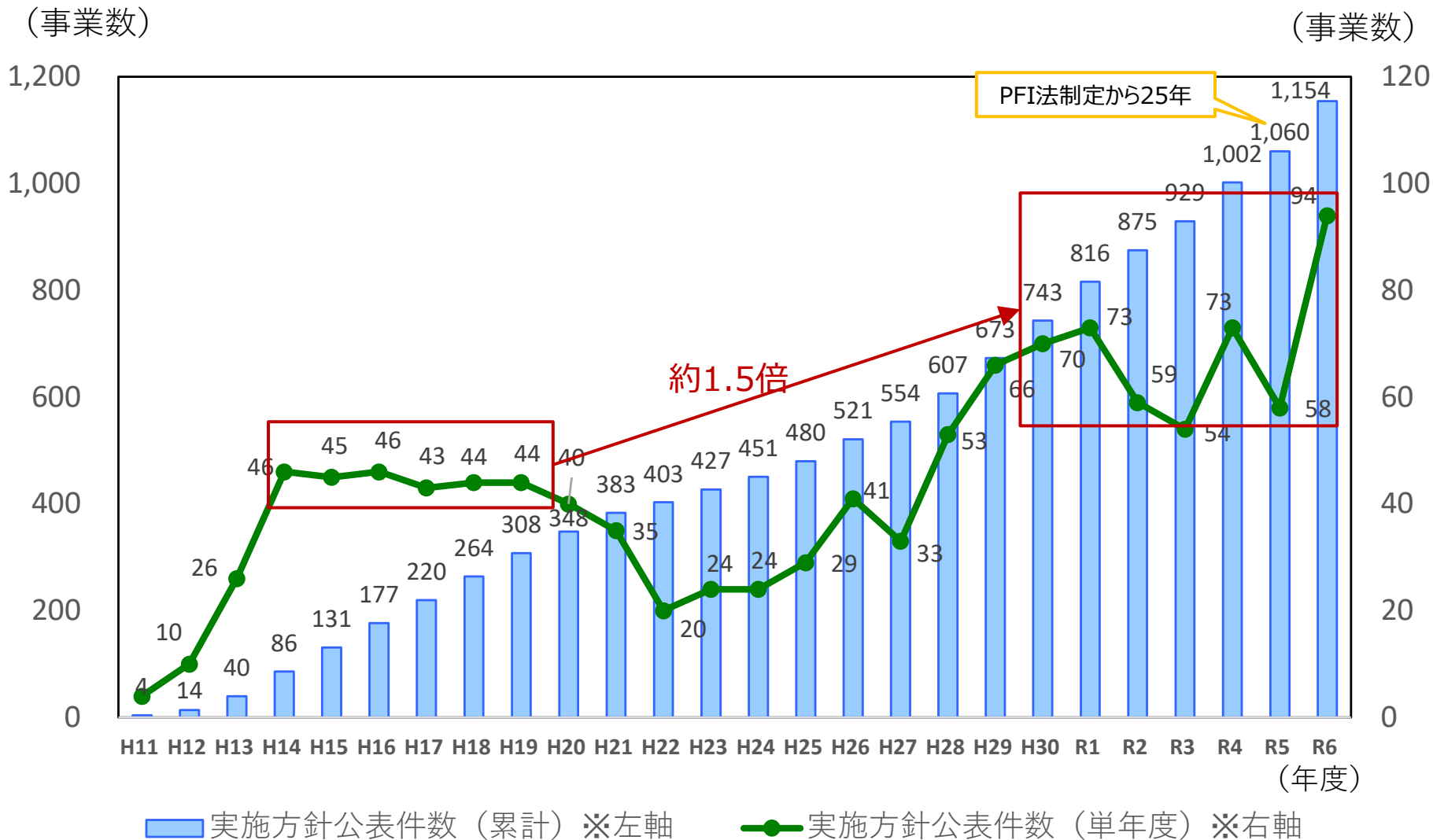
PPP (Public Private Partnership) : 民間の力を公的サービスに有効活用する事業 (指定管理者制度、包括的管理委託等)

PFI (Private Finance Initiative) : PPP (官民連携事業) のうち、PFI法に基づく「民間資金等活用事業」

PFI事業数の推移

○令和6年度に実施方針を公表したPFI事業数は94件。

○平成11年度から令和6年度までに実施方針を公表した累計のPFI事業数は1,154件。



(注1) 事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

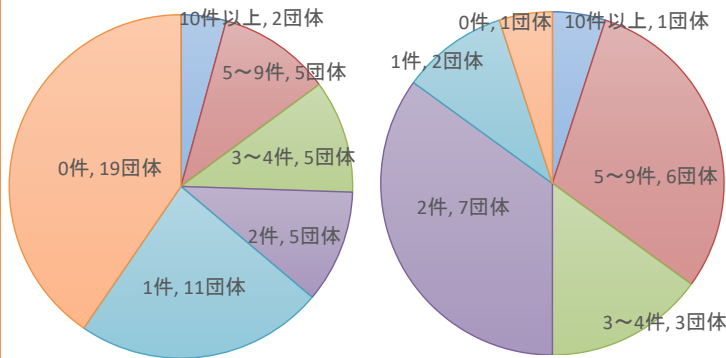
地方公共団体の種別・規模別のPFI実施状況

- 地方公共団体が実施するPFI事業は、平成25年度末と令和5年度末の比較で、件数(415件→971件)、実施団体(228団体→465団体)ともに、**10年間で着実に増加**。
- 人口が少ない市区町村ほど、未実施団体が増える傾向**。

都道府県

実施団体:**28→40**
件数:**106件→197件**

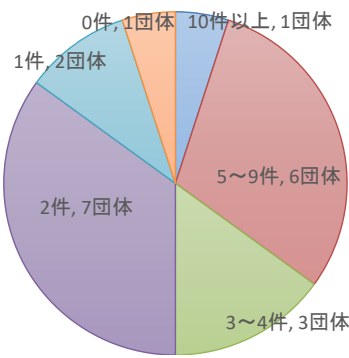
総団体数:47



政令市

実施団体:**19→20**
件数:**79件→161件**

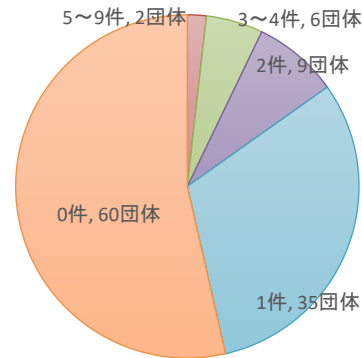
総団体数:20



市区町村 (人口20万人以上)

実施団体:**52→76**
件数:**82件→215件**

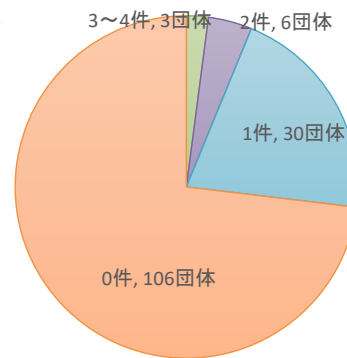
総団体数:112



市区町村 (人口10万人～20万人)

実施団体:**39→73**
件数:**52件→127件**

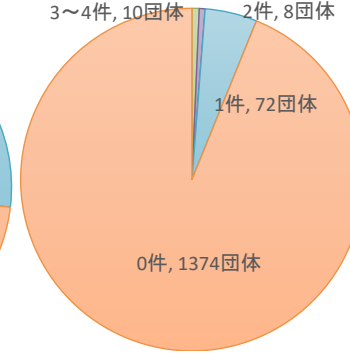
総団体数:145



市区町村 (人口10万人未満)

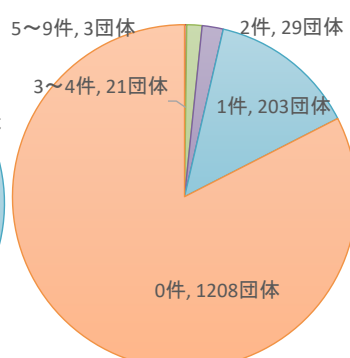
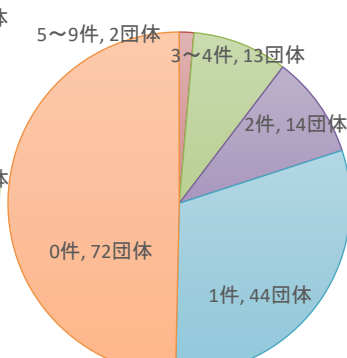
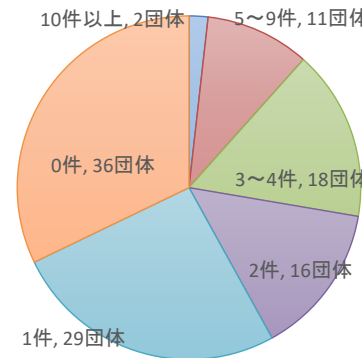
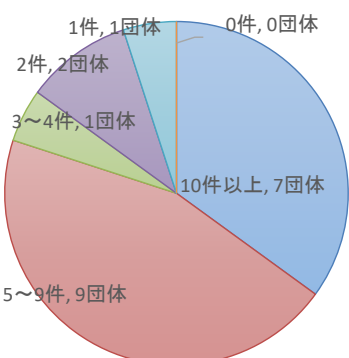
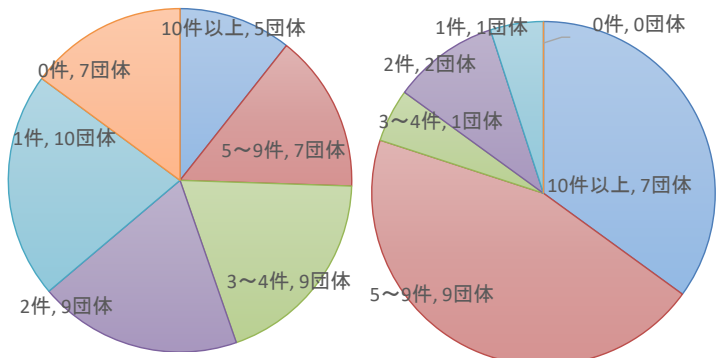
実施団体:**90→256**
件数:**104件→297件**

総団体数:1,464



平成27年3月31日時点

令和7年3月31日時点



PFI事業における地域企業の参画状況(令和5年度)

○PFIを通じた地域経済社会の活性化に向けては、地域企業など地域における多様な主体の参画と連携が効果的。

○令和5年度に契約締結されたPFI 49事業*1のうち、

- ・**地域企業*2が参画**している事業 : **96%** (47/49件)
- ・**地域企業が代表企業として参画**している事業 : **49%** (24/49件)

*1 以下の事業を除く

- ・事業主体が国等
- ・コンセッション方式
- ・事業地点が東京23区並びに埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県の政令指定都市

*2 地域企業とは、当該事業を実施する都道府県に本社が所在する企業

令和5年度に契約締結されたPFI事業における分野・事業規模ごとの地域企業の参画状況

分野	事業規模	契約金額（落札金額）										
		10億円未満							100億円以上			
文化社会教育 (学校施設、集会施設、スポーツ施設等)		3／3社	2／7社	2／5社	1／1社	6／6社	1／5社	3／3社	2／5社	0／2社	14／17社	5／10社
			0／5社	2／4社	3／9社	2／7社	3／5社	2／3社	4／8社	2／8社	3／8社	
			1／5社	8／11社								
医療・福祉 (病院・診療所、児童福祉施設等)			3／3社									
環境衛生 (斎場、廃棄物処理施設等)			1／6社						3／7社	4／9社	3／9社	
経済地域振興 (スタートアップ施設、観光・地域振興施設、住宅、公園等)		1／2社	7／7社	1／2社	2／5社	1／4社	7／8社	1／6社				
		1／1社	2／3社	3／3社	2／4社	2／2社	6／7社	5／5社				
		3／3社	2／5社	5／9社	7／7社	2／4社	4／5社					
インフラ (上下水道、空港、道路、河川等)		1／1社										
行政 (庁舎、宿舎、防災施設等)												

<凡例>

- : 地域企業が参画し、かつ、代表企業になっている事業
- : 地域企業が参画しているが代表企業になっていない事業
- : 地域企業が参画していない事業

○ / ○社 : 選定されたコンソーシアムにおける、地域企業数 / 全構成企業数

1 PPP/PFIの推進状況

2 アクションプランの改定(令和7年6月4日)等

3 内閣府の支援制度等

4 官民連携支援センターのご紹介

PPP/PFI推進アクションプランの進捗状況

○30年間続いたコストカット経済から脱却し、社会的課題の解決と成長型経済をけん引する手段として、PPP/PFIを更に積極的に推進していく必要。

○アクションプランに掲げる2つの目標（事業規模目標及び重点分野における事業件数10年ターゲット）は順調に進捗。

事業規模目標に対する進捗状況

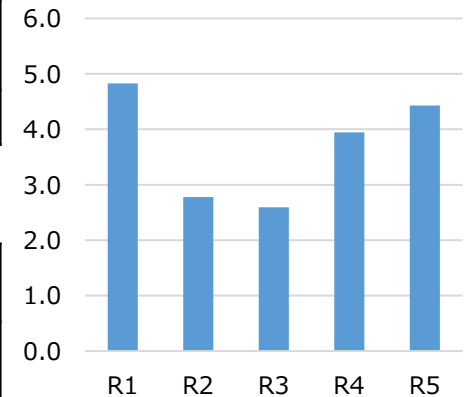
事業規模目標 (令和4年度～令和13年度：10年間)	令和4年度 (1年目)	令和5年度 (2年目)	合計
30兆円	3.9兆円	4.4兆円	8.4兆円

※合計は小数第2位を四捨五入している関係で差異あり。

事業件数10年ターゲット（件数は累積）

事業件数10年ターゲット (令和4年度～令和13年度：10年間)	令和4年度末 (1年目)	令和5年度末 (2年目)	令和6年度末 (3年目)
重点14分野 650件	82件 (13%)	146件 (22%)	209件 (32%)

<各年度の事業規模（兆円）>



<内訳>

(単位：件)

分野	事業件数 10年ターゲット	令和4年度末 (1年目)	令和5年度末 (2年目)	令和6年度末 (3年目)	分野	事業件数 10年ターゲット	令和4年度末 (1年目)	令和5年度末 (2年目)	令和6年度末 (3年目)
空港	10	0 (0%)	1 (10%)	3 (30%)	公園	30	3 (10%)	7 (23%)	10 (33%)
水道	100	3 (3%)	5 (5%)	8 (8%)	MICE施設	30	4 (13%)	7 (23%)	7 (23%)
下水道	100	2 (2%)	3 (3%)	12 (12%)	公営住宅	100	16 (16%)	26 (26%)	44 (44%)
道路	60	15 (25%)	26 (43%)	34 (57%)	クルーズ船向け 旅客ターミナル	10	1 (10%)	3 (30%)	3 (30%)
スポーツ 施設	40	8 (20%)	19 (48%)	22 (55%)	公営 水力発電	20	1 (5%)	2 (10%)	2 (10%)
文化・社会 教育施設	35	5 (14%)	11 (31%)	15 (42%)	工業用水道	25	1 (4%)	5 (20%)	10 (40%)
大学施設	40	23 (58%)	31 (78%)	37 (93%)	自衛隊施設	50	—	—	2 (4%)

※事業件数10年ターゲット：令和13年度(R4-R13年度)までの10年間で具体化を狙う野心的な事業件数のターゲット

※具体化：①実施契約を締結する予定の案件、②実施方針公表段階となる予定の案件のほか、③事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の案件。

PPP/PFI推進アクションプラン 令和7年改定について

- 地方創生2.0が実現する前提として、持続可能で活力ある地域を構築していくため、**公共施設・インフラが適切に整備・維持・管理されることが必要。**
- 公共施設・インフラの整備・維持・管理を**公共だけで行うことは地域によっては困難となりつつあり、官民連携が必要。**
- このため、**地方公共団体や民間事業者が抱えるPPP/PFIの課題を特定し、その課題の解消に資する取組を行うに当たり、以下を柱とし、アクションプランを改定。**

<主な改定事項>

1. 地方公共団体への支援の強化

- ・ PFI推進機構による伴走支援の強化
- ・ PFI事業の検討開始から事業契約までの期間短縮化・負担軽減
- ・ 分野横断型・広域型PPP/PFIの検討要請
- ・ 地域プラットフォーム未設置道県の解消と取組の底上げ

2. 民間事業者を取り巻く事業環境の改善

- ・ 民間事業者の創意工夫を発揮しやすくする環境整備
- ・ PFI推進機構による地域金融機関へのノウハウ提供
- ・ 物価上昇への継続的・的確な対応

3. 地域課題の解決に資する官民連携の推進

- ・ スモールコンセッションの推進
- ・ LABVの普及啓発

4. フェーズフリーの視点を取り入れた官民連携の推進

- ・ フェーズフリーの視点を取り入れた公共施設等の事例を収集し、地方公共団体や民間事業者へ横展開
- ・ 平時を中心とした地方公共団体所有のキッチンカーの活用可能性の研究

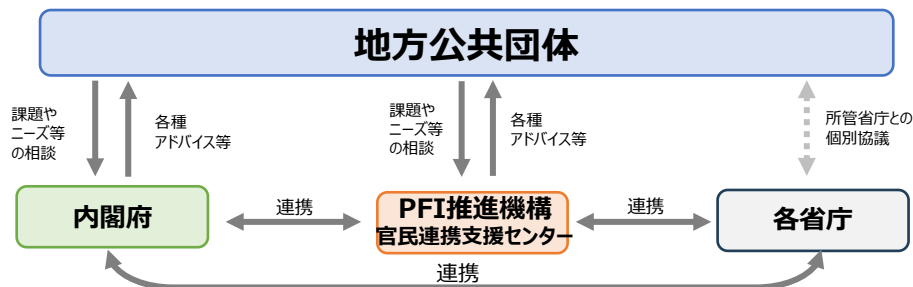
5. 令和7年改定における各分野の主な取組

1. 地方公共団体への支援の強化

- 地方公共団体がPPP/PFIに取り組んでいくための課題として、【課題1】PPP/PFIに関する知識・経験・ノウハウ不足、【課題2】手続等が煩雑で、検討期間が長く、PPP/PFIを敬遠、【課題3】小規模PPP/PFI事業には民間事業者が関心を示さない、【課題4】民間事業者との接点が少ない等が挙げられる。

【課題1】への対応策

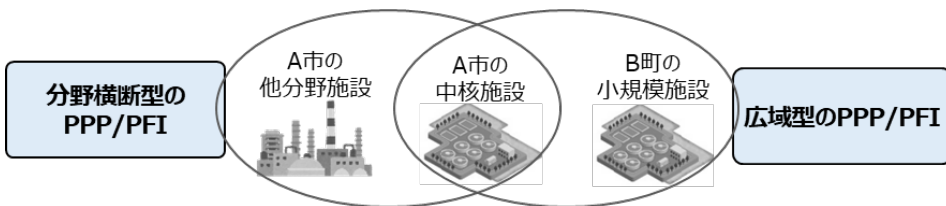
⇒PFI推進機構による伴走支援の強化



- ① PFI推進機構の支援体制の強化や地方公共団体へのフォローアップ、連携強化等による、コンサルティング機能の継続的な実施
- ② VFMの作成支援、アドバイス 等

【課題3】への対応策

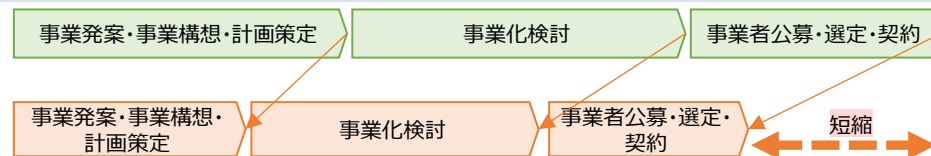
⇒分野横断型・広域型PPP/PFIの検討要請



- ① 本年3月公表の「分野横断型・広域型のPPP/PFI事業導入の手引」による、地方公共団体等に対する普及啓発
- ② 総務省と連名で「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」の改定に関する通知を发出し、分野横断型や広域型のPPP/PFIを検討するよう地方公共団体に要請

【課題2】への対応策

⇒PFI事業の検討開始から事業契約までの期間短縮化・負担軽減



- ① 事例を踏まえて検討の期間短縮・手続の効率化ができるポイントをマニュアルとして令和7年度末を目途に作成・公表

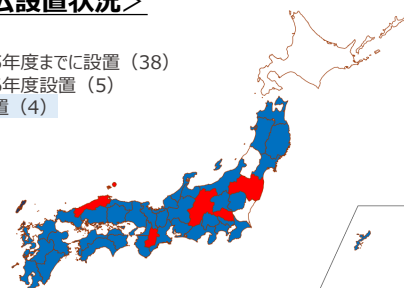
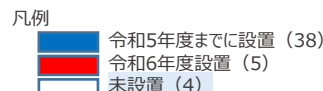
<検討項目の例>

- 事業発案・事業構想・計画策定の最適化
- 導入可能性調査等の短縮・適正化
- 審査手続・質疑対応等の最適化
- 庁内体制における工夫
- 議会对応 等

【課題4】への対応策

⇒地域プラットフォーム未設置道県の解消と取組の底上げ

<地域プラットフォーム設置状況>



*令和7年4月末時点

- ① 官民連携の場である地域プラットフォーム未設置都道府県（4道県）に対して、国土交通省・機構と連携しトップセールスを実施
- ② 令和7年度創設の運営支援事業により、運営上の課題解決のための伴走支援を実施

2. 民間事業者を取り巻く事業環境の改善

○民間事業者がPPP/PFIに取り組んでいくための課題として、【課題1】創意工夫を発揮しづらい、【課題2】地域金融機関のプロジェクトファイナンス経験不足による融資難、【課題3】物価上昇等が挙げられる。

【課題1】への対応策

⇒民間事業者の創意工夫を発揮しやすくする環境整備

① 民間提案ガイドラインの改定・周知

- ・公共側の提案に係る情報・ノウハウの保秘の取扱いの明確化
- ・民間からの提案を促進するための公共側の持つ情報の電子化の推進

② 専門家派遣制度による支援の推進

- ・民間事業者からの提案を促進するため、地方公共団体の環境整備を後押し
＜環境整備の例＞

- 提案受付の統一的な窓口設置や事業リストの公開
- 提案を受けた際のインセンティブ付与（加点措置等）
- 提案内容の審査体制の整備（委員選定等）

③ 指標連動方式の基本的考え方の改定・周知

- ・指標連動方式と類似する方式（業績連動方式、成果連動型民間委託契約方式等）との違いや、指標連動方式に近い仕組みを導入している事例を整理し、指標連動方式の基本的考え方を令和7年6月25日付で改定

④ 手続の効率化マニュアル作成・公表

- ・事例を踏まえて検討の効率化・期間短縮ができるポイントをマニュアルとして令和7年度末を目途に作成・公表

＜検討項目の例＞

- 過大な手続（小規模地方公共団体の事業における競争的対話等）の削減
- 事業者公募に対して、民間事業者が作成する提案資料等の削減

⑤ 既存SPCによる新たなPPP/PFI事業の受託検討

- ・分野横断型・広域型事業における既設SPCの活用について、地方公共団体、民間事業者、金融機関ごとの課題等を整理し、案件形成を進めるための支援を検討

【課題2】への対応策

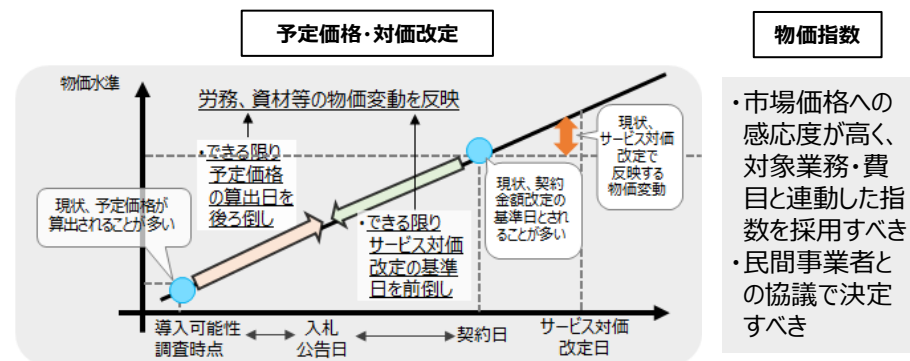
⇒PFI推進機構による地域金融機関へのノウハウ提供

- ① PFI推進機構の活用等を通じて、地域金融機関におけるPPP/PFI事業に関する取組を促進
 - ・地域金融機関向けのプロジェクトファイナンス実務に係る研修の実施
 - ・地域金融機関の負担軽減を目的とした融資契約書等の参考例を令和7年度中に作成し、順次提供

【課題3】への対応策

⇒物価上昇への継続的で的確な対応

＜令和6年6月の改定ガイドラインの内容＞



① 令和7年各種ガイドライン等の改定・周知

- ・サービス対価改定の基準時点をあらかじめ実施方針等に明示する必要性を記載。
- ・採用する物価指数の扱いに係る留意事項についての記載。
- ・施設整備における全体スライドに係る記載の追加。

② 令和7年度中にPPP/PFI事業を実施中又は実施を検討中の地方公共団体等を対象に実態調査を実施

3. 地域課題の解決に資する官民連携の推進

- 誰もが安心して住み続けられる地方を構築するため、地方公共団体が抱える課題の解決に資する官民連携手法の構築・改善が必要。
- 地方公共団体が抱える課題として以下が挙げられる。
 - ・【課題1】廃校や古民家等の遊休化した公的施設が増加している
 - ・【課題2】小規模官民連携事業の手続が事業規模に比して負担が大きいとの声がある
 - ・【課題3】活用策が決まっていない公有地を複数所有するケースが多い

【課題1】、【課題2】への対応策 ⇒スモールコンセッションの推進

スモールコンセッション

- 廃校等の空き施設や地方公共団体が所有する古民家等の空き家の活用について、民間事業者の創意工夫を最大限にいかした小規模な官民連携事業を行うことにより、地域課題の解決やエリア価値の向上につなげる取組。



旧荻田家付町家群を活用した公共施設等運営事業 (岡山県津山市)

- 重要伝統的建造物群保存地区に立地する伝統的建造物に指定されている寄付された町家群を、付加価値の高い宿泊施設として整備・運営。



吉川小学校跡地の公共施設等運営事業 (福岡県宮若市)

- 旧小学校校舎棟を民間企業のAI開発センターとして活用するほか、グラウンド、体育館に農業観光振興センターと地産地消レストランを整備。

【課題3】への対応策 ⇒LABVの普及啓発

LABV (Local Asset Backed Vehicle)

- 地方公共団体等が土地等を現物出資、民間事業者が資金出資を行って設立する官民共同事業体をいう。
- LABVを活用し、複数の開発プロジェクトを連鎖的に実施している事例がある。

① 山陽小野田市のLABV事例を基にした 解説書を令和7年6月25日公表



複数の公有地等が対象

- ① **スモールコンセッションプラットフォーム(※)を活用した機運醸成や官民のマッチングに向けたイベントの開催、セミナーや各種情報発信**
(※) 令和6年12月設立。1,038者が参画 (令和7年4月24日時点)。民間企業429、地方公共団体249、その他360。
- ② **「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」を改定 (スモールコンセッションを明記) し、小規模な事業へのPPP/PFIの導入を促進**
- ③ **市町村への専門家派遣や、地域の先導的な取組への支援等を通じたモデル事例の創出と効果的な横展開**
- ④ **手続負担の少ないスモールコンセッションの実践**

4. フェーズフリーの視点を取り入れた官民連携の推進

- 「フェーズフリー」とは、平常時と災害時の境界をなくし、平時の生活を充実させることで災害時の生活も充実させるという考え方。
- 自然災害等が激甚化・頻発化し、財政状況がひっ迫する中、公共施設等の整備に当たってもフェーズフリーの視点を取り入れ、地域活性化と災害対策の両立を図ることが必要。
- フェーズフリーを推進するに当たって、具体的には以下の課題が挙げられる。
 - ・【課題1】公共側の発想だけでは難しく、官民連携による新たな発想・取組が求められる
 - ・【課題2】官民連携による取組を試行し、課題や改善点を洗い出すことが求められる

【課題1】への対応策

⇒フェーズフリーの視点を取り入れた公共施設等の事例を収集し、地方公共団体や民間事業者へ横展開

- ① フェーズフリーの視点を取り入れ公共施設等を整備した事例を調査し、ポイント、留意点等を整理した上で、**事例集を作成**。
- ② 地方公共団体や民間事業者に横展開し、公共施設等の整備におけるフェーズフリーの視点及びメリットを訴求。

フェーズフリーの視点を取り入れた公共施設の整備事例

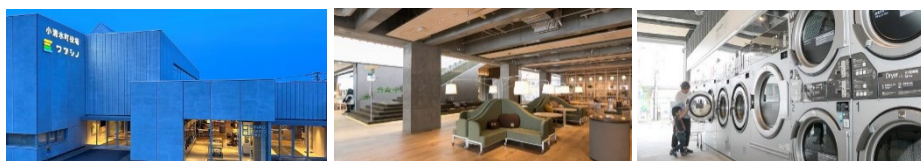
道の駅くるくる なんと（徳島県鳴門市）



出所：道の駅くるくる なんと、鳴門市公式観光サイト～NARUTO～

- 日常時** 恒常的な販売創出、地域の魅力発信、認知度向上 等
- 非常時** 避難場所提供、備蓄食料供給 等

小清水町防災拠点型複合庁舎 ワタシノ（北海道斜里郡小清水町）



出所：小清水町防災拠点型複合庁舎「ワタシノ」プレスリリース（小清水町HP）

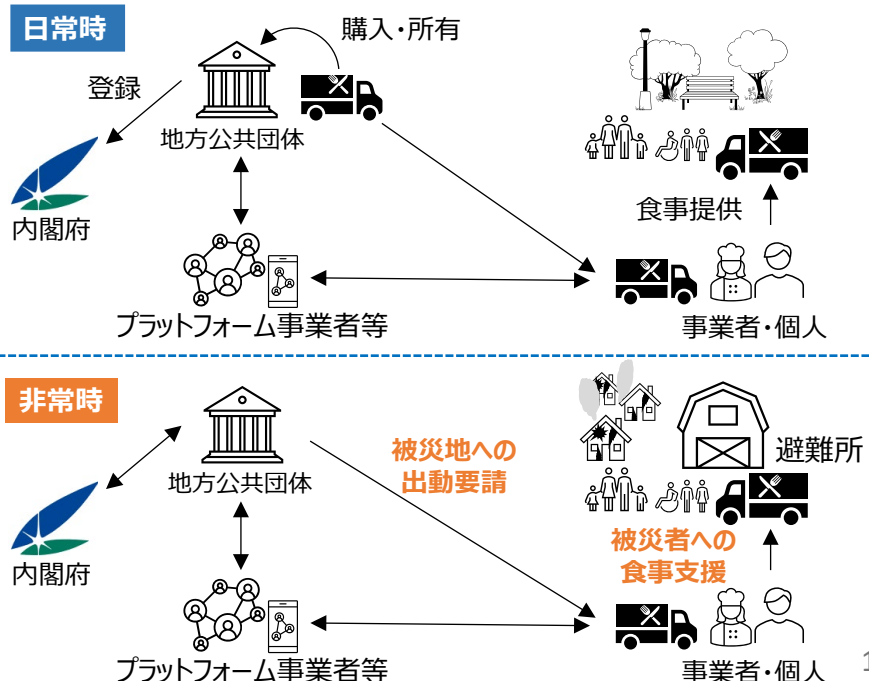
- 日常時** 交流・販売創出、地域活性化 等
- 非常時** 避難場所提供、炊き出し、衛生環境の確保 等

【課題2】への対応策

⇒平時を中心とした地方公共団体所有のキッチンカーの活用可能性の研究

- ① 地方公共団体が防災目的に所有するキッチンカーは、日常時に収益性のある活用が進まず、維持管理費が負担になるおそれ。
- ② 民間ノウハウを活用し、**日常時の負担軽減と、非常時の迅速な支援**を可能とする連携体制を防災部局等と連携し研究。

地方公共団体所有キッチンカーの活用スキーム（イメージ）



5. 令和7年改定における各分野の主な取組

○令和7年アクションプラン改定における、重点分野や、それ以外の分野の主な取組は以下のとおり。

分野		令和7年度の主な取組
重点分野	<u>水道・下水道</u>	✓ 4月に公表した「下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン（第2.0版）」を地方公共団体に周知。 ✓ PFI推進機構・内閣府・国土交通省が連携し、ウォーターPPPを検討している地方公共団体への支援を実施。
	<u>道路</u>	✓ 全国14の直轄駐車場の維持管理・運営事業について、コンセッション事業で実施予定であり、令和7年度は事業の具体化に向けた検討を実施。
	<u>スポーツ施設</u>	✓ スポーツ施設の案件形成の推進のため、具体的な構想・計画の策定やアドバイザー経費に対する支援等を行う。
	<u>国営公園</u>	✓ モデルとなる公園（国営備北丘陵公園・国営讃岐まんのう公園）において、サウンディング調査や、専門家からなる検討会での議論を踏まえて、令和8年度の事業者公募に向けた準備・検討を実施。また、他公園における導入についても検討。
それ以外の分野	<u>ハイブリッドダム</u>	✓ 発電施設の新増設について、湯西川ダム・尾原ダム、野村ダムの3ダムで、令和7年度中に事業者を特定予定。
	<u>国立公園</u>	✓ 先端モデル事業として選定された4公園である、十和田八幡平国立公園・中部山岳国立公園・大山隠岐国立公園・やんばる国立公園にて、具体的スキームの検討を行うとともに、他公園への水平展開を検討。
	<u>民間船舶（防衛省）</u>	✓ 民間船舶の運航・管理事業について、2期事業にて、船舶数の拡充（2隻→6隻）を予定。
	<u>火葬場</u>	✓ 地方公共団体に対するセミナーの実施や、火葬場の整備・運営についての事例集の周知。

ガイドライン等の一部改正の概要

○PPP／PFI の推進に向け、民間事業者が適正な利益を得られる環境を構築するため、以下のようなガイドライン等の改正を実施。

1. 物価変動に係る対応

今般の急激な物価変動等を背景に、内閣府において昨年、ガイドライン等の改正、通知や事務連絡の発出を行ったところ。民間事業者等からの要望、地方公共団体における対応状況等を踏まえ、更なる対応が必要。

サ ー ビ ス 対 価 改 定	改定の基 準時点の 扱い	○サービス対価の改定の基準時点は、実施方針等において明示することが望ましいこと。 【プロセスガイドライン PFI事業のプロセス、ステップ2. 実施方針の策定及び公表 - 2-3 実施方針策定に当たっての留意事項】 【契約ガイドライン 4. 「サービス対価」の支払等 4-4 「サービス対価」の改定 3. 物価の変動による改定】
	物価指数 の扱い	○採用する物価指数について、適当な物価指数の選択が難しい場合にも丁寧な検討を行うことが望ましいこと。 【契約ガイドライン 4. 「サービス対価」の支払等 4-4 「サービス対価」の改定 3. 物価の変動による改定】
物価スライド条項		○公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定）と同様に、施設整備に係るサービス対価の適切な改定を実現するために、既存のインフレスライド及び単品スライドに係る記載に、全体スライドに係る記載を追加。 【標準契約 第51条】

2. 民間提案の推進に係る対応

民間提案の推進に当たり、民間のノウハウをより活用すべく、官民双方の留意点等について追記が必要。

提案についての検 討・評価	○管理者等が民間事業者からの提案に関する情報を受領した場合には、その内容について十分に検討・評価を行うこと。 【プロセスガイドライン ステップ1. 事業の提案 1-2 民間事業者からの提案】
提案に含まれる情報 の取扱い	○管理者等が民間事業者からの提案に関する情報を受領した場合において、特に知的財産について、当該民間事業者の同意なしに第三者に漏洩する若しくはほめかす、又は特定の民間事業者に限り提案内容を誘導する等の管理者等の信用を傷つける行為を行わないよう、特に留意する必要があること。 【プロセスガイドライン ステップ1. 事業の提案 1-2 民間事業者からの提案、ステップ4. 民間事業者の募集、評価・選定・公表 4-1 民間事業者の募集、評価・選定】
提供データの電子化	○提案に必要と思われる情報のうち図面や数値情報については、民間事業者が効率的に熟度の高い提案を検討できるよう、引用、検証、分析等を行いやすい形式で電子化して提供することが望ましいこと。 【プロセスガイドライン ステップ1. 事業の提案 1-2 民間事業者からの提案】

※プロセスガイドライン：「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」、契約ガイドライン：「契約に関するガイドライン - PFI事業契約における留意事項について -」、標準契約：「PFI標準契約1（公用施設整備型・サービス購入型版）」

多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針の改定の概要

地方公共団体におけるPPP/PFI事業の実施状況や優先的検討規程の策定状況等を踏まえ、多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針（令和3年改定版。以下「優先的検討指針」という。）について、（1）優先的検討規程の策定及び運用が求められる地方公共団体の対象を拡大、（2）分野横断型・広域型PPP/PFIの案件形成の促進及び（3）地域人材の育成、地域資源の活用、地域企業の参画・取引拡大・雇用機会創出、にぎわい創出、カーボンニュートラルの実現に向けた脱炭素化、防災・減災など地域経済・社会に対し公共サービス水準の向上、経済的価値の向上及び社会的価値の向上の観点から民間事業者が創出する多様な効果（以下単に「多様な効果」という。）の評価の促進に関する事項を追記するとともに、（4）対象事業の基準の柔軟な設定を可能とすることで、PPP/PFIの更なる推進を図る。

（1）優先的検討規程の策定及び運用が求められる地方公共団体の対象を拡大

優先的検討規程の策定及び運用が求められる地方公共団体の人口について「10万人以上」を「5万人以上」とすることで、地方公共団体におけるPPP/PFIの更なる導入促進を図る。

（2）分野横断型・広域型PPP/PFIの案件形成の促進

優先的検討の開始時期において分野横断型・広域型PPP/PFIの検討を促進することを追記することで、分野横断型・広域型PPP/PFIの案件形成の促進を図る。

（3）多様な効果の評価の促進

優先的検討における簡易な検討及び詳細な検討の評価基準に多様な効果の評価を促進することを追記することで、PPP/PFIの更なる導入促進を図る。

（4）対象事業の基準の柔軟な設定

優先的検討の対象事業の基準が「事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業又は単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業」とされているところ、事業規模が当該基準を下回る公共施設整備事業を行う場合に柔軟に設定できるよう修正することで、PPP/PFIの更なる導入促進を図る。

※参考：改定内容とその理由

番号	改定内容	改定する理由
（1）	優先的検討規程の策定及び運用が求められる地方公共団体の対象を拡大	・人口10万人未満の地方公共団体におけるPFI事業の増加 ・優先的検討規程を策定している人口10万人未満の地方公共団体の増加
（2）	分野横断型・広域型PPP/PFIの案件形成の促進	・分野横断型・広域型PPP/PFIの形成促進（アクションプラン） ・分野横断型・広域型の案件形成（骨太の方針2024）
（3）	多様な効果の評価の促進	・コストカット型経済からの脱却（アクションプラン）
（4）	対象事業の基準の柔軟な設定	・コストカット型経済からの脱却（アクションプラン） ・スモールコンセッションの普及・促進（骨太の方針2024）

事例から学ぶLABVの活用に向けた解説書（概要）（1/2）

地方公共団体においては、人材・財源などの資源制約下において公共施設の更新や再編に向き合わねばならず、また機能集約後の跡地や活用策が決まっていない遊休地を複数所有しているケースが多く見られる。こうした要求に対応するPPPの一手法として、**バンドリング機能を有し、持続可能な地域やまちづくりに効果的**と考えられる**LABV（Local Asset Backed Vehicle：官民共同事業体）の活用**が挙げられる。**LABVとは、地方公共団体等が土地等の公有資産を現物出資、民間事業者が資金出資を行って設立する官民共同事業体**を指し、LABVを活用して連鎖的に事業開発を行うことをLABV方式と言う。**LABVの理解が一層深まることを目指す**ため、山口県山陽小野田市がLABVを活用して実施する「山陽小野田市LABVプロジェクト」をモデルケースとして、LABVの活用におけるポイントや留意点等を解説書として整理する。

本解説書の構成

まえがき：背景となる社会環境やLABVの必要性 等
第1章：LABVの概要（LABVの基本的な考え方、優位性 等）
第2章：山口県山陽小野田市「山陽小野田市LABVプロジェクト」の事例紹介
第3章：事例を踏まえたLABVの活用に向けたポイントや留意点
第4章：その他参考事例（佐賀県三養基郡上峰町「上峰町中心市街地活性化事業」）
第5章：英国におけるLABVについて
まとめ：今後の方針 等

LABVの優位性と基本的なスキーム

＜優位性1＞公有資産の現物出資

土地が地方公共団体等から現物出資されるため、民間事業者は事業用地取得のための資金を調達する必要がなく、資金調達コストを抑制できる。

＜優位性2＞公共による事業への継続的な関与

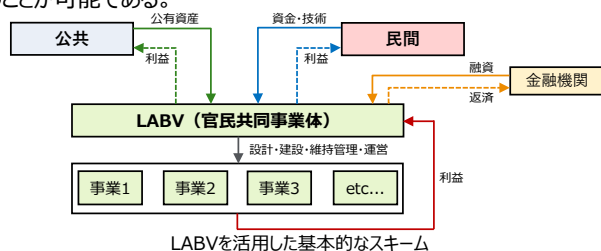
地方公共団体等はLABVに出資者として参画することから、事業計画の具体化や重要事項決定等の局面での関与が可能であり、事業における公共性が担保されやすい。

＜優位性3＞包括的な事業範囲の設定

個々の土地における収益性のみに着目するのではなく、事業全体の価値に着目できることで、まちづくりなどによる社会的便益の最大化を図ることが可能となる。

＜優位性4＞柔軟な事業運営

LABVが実施する事業計画はあらかじめ全てが定められたものではなく、LABVの構成員を中心にその時々的情勢等を踏まえて作成、実施されることから、柔軟な事業運営や計画の見直しが比較的容易に行うことが可能である。



LABVの活用に向けたポイントや留意点

① LABVの組織体

英国事例では官民出資割合は50:50を基本としているが、日本では特に決められたものはない。

② 官民の役割・リスク分担

これまでの第三セクターの課題等を踏まえ、官と民の経営責任や法的責任、財務負担などの範囲を予め適切に定め、PFI事業と同様、「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」という考え方にに基づき検討することが望ましい。

③ その時点で決まっていないことを可とすることへの理解と許容

今後の連鎖的事業地の活用策等についての行政や議会の理解と許容が不可欠となる。

④ 連鎖的事業の開発に係る優先交渉権

公共視点だけでなく、民間視点（収益性等）にも立った上で事業を組み合わせ、官民双方が納得のいく計画を策定するとともに、連鎖的事業の開発に係るLABVとしての意思決定方法や公平性、透明性を担保する方法についてもあらかじめ定款等で定めておくことが望ましい。

⑤ 議会対応

LABVは公有資産を現物出資して設立するため、議会による議案審議が必要となる。審議を円滑に進めるために、事業の区切りごとに丁寧な報告や説明を行うことが望ましい。

⑥ 事業推進体制の持続性

受発注の契約関係ではない事業推進体制を長期間にわたって事業を継続させるため、LABVの関係者間での引継等のルール化を行うなど、人事リスクを考慮して対応することが必要である。

⑦ ファイナンスの重要性

基本的には民間資金を活用することとなるため、事業実施、継続に向けては金融面でのバックアップ体制が不可欠である。加えて、モニタリング機能等も期待できることから、金融機関とは可能な限り事業検討の早期段階から連携することが望ましい。

⑧ モニタリング対応

透明性や公平性を担保し、客観的な評価や説明責任を果たす観点から第三者評価機関等の設置を検討することが望ましい。

⑨ 相談窓口

身近な相談窓口は、産官学各関係者が集まるPPP/PFI地域プラットフォームが挙げられる16

事例から学ぶLABVの活用に向けた解説書（概要）（2/2）

【事例】山口県山陽小野田市「山陽小野田市LABVプロジェクト」

① 山陽小野田市の基礎情報

項目	内容
人口	58,665人（2025年2月末現在）
財政状況	歳入総額33,220百万円、歳出総額32,612百万円（2023年度）
PPPの推進体制	2020年4月に企画課内にPPP/PFI推進室を設置
PPP/PFIの実績	指定管理者制度の導入実績はあるが、本格的なPPP事業は本事業が初の取組

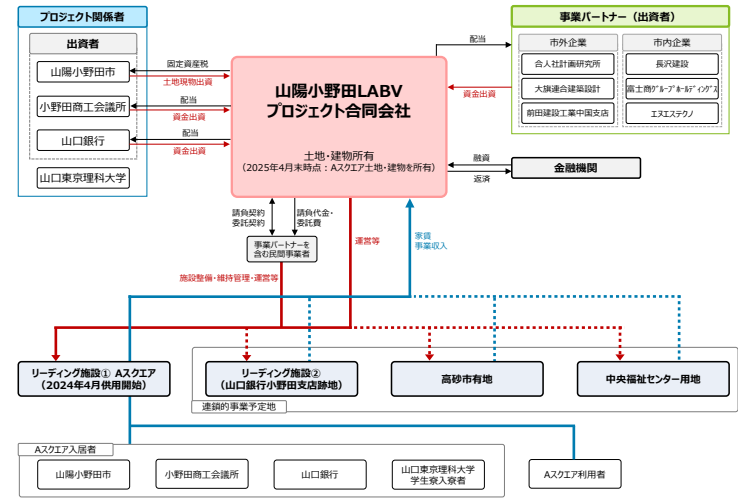
② 山陽小野田市LABVプロジェクト概要

山陽小野田市では、商工センターを中心とした半径1km圏内、4か所の事業対象地を含むエリアの「にぎわい創出」を目指し、2018年からLABVプロジェクトに着手した。市が商工センター用地（市有地）を現物出資、民間8者（関係者2者（小野田商工会議所、山口銀行）、公募型プロポーザルで選定された事業パートナー6者）が資金出資して設立した官民共同事業体「山陽小野田LABVプロジェクト合同会社」が事業主体となり、2024年4月にリーディングプロジェクト①と位置付ける官民複合施設（施設名称：Aスクエア）を供用開始した。なお、出資は行っていないが、山陽小野田市立山口東京理科大学も事業検討段階から関係者として関与しており、産官学金が一体となり推進するプロジェクトである。

Aスクエアは、関係者である山陽小野田市（市民活動センター、福祉センター、出張所、地域職業相談室、会議室）、小野田商工会議所、山口銀行小野田支店、山口東京理科大学学生寮（66室）に加え、チャレンジショップや芝生広場の機能を有する官民複合施設である。なお、2025年4月末時点で残り3か所（山口銀行小野田支店跡地、高砂市有地、中央福祉センター用地）における連鎖的事業については計画策定中である。



山陽小野田市LABVプロジェクトの事業対象地



山陽小野田市LABVプロジェクトの事業スキーム

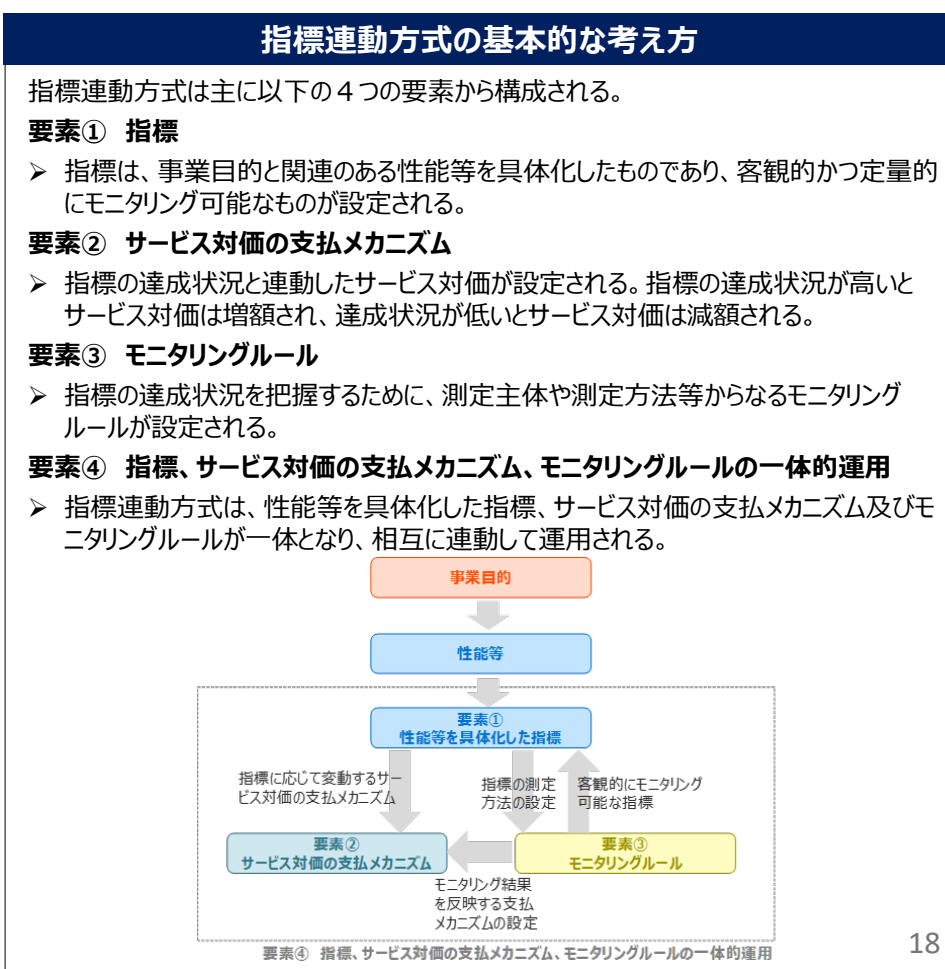
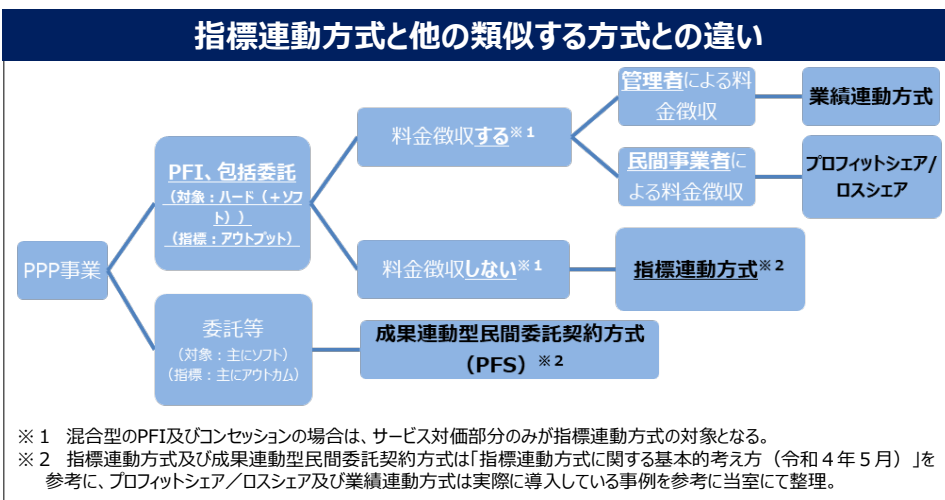
③ 山陽小野田市LABVプロジェクトの主な変遷

時期	内容
2018年7月	山陽小野田市長と山口銀行小野田支店長との意見交換の中で、老朽化した公共施設（商工センター）と民間施設（山口銀行小野田支店）の更新が話題となり、商工センター跡地でLABVを活用した官民複合施設の拠点整備を核としたまちづくり事業として検討を開始
2019年7月～2020年3月	国土交通省「先導的官民連携支援事業」の補助採択を受けて、PPP導入可能性調査を実施し、LABVの優位性を確認
2020年7月	山陽小野田市、小野田商工会議所、山口銀行の関係者3者によるLABVの本格的な事業化ステージへ移行することを報告する記者会見を実施
2021年4月	山陽小野田市LABVプロジェクト事業構想を公表
2021年6月	山陽小野田市LABVプロジェクト募集要項等を公表
2022年1月	事業パートナー選定に係る審査会（プレゼンテーション及びヒアリング）
2022年2月	事業パートナー優先交渉権者の決定
2022年3月	市議会に公有地（商工センター用地）に係る出資議案を上程し可決
2022年6月	LABVに関する共同開発協定の締結
2022年7月	商工センターの解体・撤去工事開始
2022年8月	山陽小野田LABVプロジェクト合同会社設立に係る記者会見を実施
2023年1月	内閣府地方創生SDGs官民連携プラットフォーム「地方創生SDGs官民連携優良事例」における「内閣府地方創生推進事務局長賞」を受賞
2023年1月	Aスクエアの建設工事開始
2024年4月	Aスクエアの供用開始

指標連動方式に関する基本的考え方(令和7年6月改定)(概要)(1/2)

- 極めて厳しい財政状況の中で今後多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎えるため、公共施設等の整備等においては、**民間事業者の技術やノウハウによる創意工夫を引き出す**ことで、限られた財源の中で確実に性能を確保し、事業目的を最大限実現することが求められている。このためPFI等の事業においては、**管理者等が求めるサービス水準を明らかにし、民間事業者が満たすべき水準**の詳細を規定した発注方法、いわゆる**性能発注を採用する場合、指標連動方式を導入することが考えられる**。
- 指標連動方式は全く新しい概念というわけではないが、実施に当たっての課題や論点、効果について十分な整理がなされておらず、導入が進んでいなかった。このため、令和4年に指標連動方式に関する効果や現時点で判明している論点を整理した「指標連動方式に関する基本的考え方」を取りまとめ、**令和7年に類似する他の方式との違いの整理、事業組成検討における留意事項等の加筆及び参考事例の追加等**をする改定を行った。この「指標連動方式に関する基本的考え方」は、指標連動方式を用いた事業を検討する上で参考になるものであり、**今後も指標連動方式に関する議論や実務の蓄積等を踏まえて内容の充実を図っていく**ものである。

構成
1. 前書き
2. 指標連動方式と他の類似する方式との違い
3. 指標連動方式の基本的な考え方
4. 事業実施の各段階における指標連動方式の対応及び検討事項
5. 指標の設定
6. サービス対価の支払メカニズムの設定
7. モニタリングルールの設定
8. サービス対価の支払メカニズム以外の民間事業者に対するインセンティブ
(参考1) 参考事例
(参考2) 指標連動方式の具体的なイメージ



指標連動方式に関する基本的考え方(令和7年6月改定)(概要)(2/2)

指標の設定

＜指標設定の考え方＞

- 指標は、民間事業者がコントロール可能な（民間事業者が努力すれば達成できる）ものを設定すべきである。
- 指標は、「事業目的との関連性」、「民間事業者の業務範囲との関連性」、「民間事業者の創意工夫の発揮余地」、「定量化」、「モニタリングコスト」、「モニタリングスパン」の視点を勘案して設定する。
- なお、管理者等が設定した指標よりも、より適切な他の指標の提案が民間事業者よりなされた場合には、提案内容に基づく指標設定が考えられる。

事業目的と関連があるか	➢ 事業目的を実現するために、事業目的の本質的な要素に関連する指標を設定する。
民間事業者の業務範囲と関連があるか	➢ 民間事業者が指標達成に必要な業務を行うには、指標と民間事業者の業務範囲が関連していなければならない。 ➢ 指標達成に必要な業務を、民間事業者の業務範囲の中で実施することが難しい場合、管理者等は、民間事業者の業務範囲を見直す必要がある。ただし、民間事業者の業務範囲を変更することが難しい場合は指標を見直す。
民間事業者が創意工夫を発揮できるか	➢ 指標を設定しても、達成ノウハウを持つ民間事業者が想定されなければ指標を達成できない。したがって、指標達成が実現可能なノウハウを持つ民間事業者の参画が想定されることを確認し、指標を設定する。 ➢ 民間事業者が創意工夫を発揮するインセンティブとなる支払メカニズムと連動する指標を設定する。
定量化できるか	➢ 管理者等、民間事業者、その他関係者間で解釈に相違が生じない、定量的かつ客観的な指標を設定する。
モニタリングコストに係る費用は妥当か	➢ 指標によっては、モニタリングやモニタリングに必要なデータ取得に多額の費用や労力がかかるものがある。モニタリングに要するコストの妥当性を確認して指標を設定する。
指標の達成状況を適切なタイミングでモニタリングできるか	➢ 指標によっては、達成状況をモニタリングできるまでに長期間かかるものがある（例：モニタリングに必要なデータが4年に1回公表される）。モニタリングスパンが長期となると、指標の達成状況に連動するサービス対価もそれまで支払われないため、民間事業者の財務的な負担が増す。したがって、適切なタイミングで指標の達成状況をモニタリングできる指標を設定する。

＜支払メカニズムの枠組み＞

サービス対価＝指標の達成状況によって定められるサービス対価＋その他サービス対価

指標の達成状況によって定められるサービス対価＝基準支払額 ± 指標に基づく調整

※基準支払額を設定せず、「指標の達成状況によって定められるサービス対価＝指標に基づく調整」とする支払メカニズムを採用することも考えられる。

（参考事例）桑名市図書館等複合公共施設特定事業

P F I 事業に指標、サービス対価の支払メカニズム及びモニタリングの一体的運用を導入した理由								
30年間という長い期間の事業であるため、民間事業者に対して市民サービス及びモチベーションの向上を図る目的で導入した。たとえ優秀な民間事業者であっても、緊張感を持続し、サービスの向上を図ることは大変であると考え、モチベーションを保たせるために指標を設定した。								
指標設定の考え方								
・指標は、「年間利用者数」と設定した。 ・民間事業者のモチベーションを向上させ、図書館の魅力向上につなげることが一番の目的であるので、市の政策とは直接的には結びつけていない。								
モニタリングルールの考え方								
・指標をモニタリングし、その結果を基にサービス対価の支払額を決定している。 ・毎日の図書館運営業務日誌及び建物維持管理業務日誌による履行状況の確認や市職員による日常モニタリングにより確認している。								
連動対価設定の考え方								
本事業では、運営業務費に指標及び連動払いを導入し、その他の業務に係るサービス対価は指標と連動させていない。								
サービス対価の増額／減額の基準となる指標の値の設定方法								
・図書館の年間利用者数を最低10.5万人未満から最高17.5万人以上とし、この間を1万人間隔として、年間利用者数の範囲を8段階に分けている。 ・基礎利用者数(PFI事業で実施する以前の年間利用者数や建替えによる年間利用者数の増加を鑑みた数値)は12.5万人に設定した。 ・算定式は、運営業務費＝計算基礎利用者数（下表参照）／基礎利用者数（12.5）×運営業務費基準額（原則定額だが、物価によって変動あり）×1.1（消費税率10%） ・実際の年間利用者数が10万人未満の場合は計算基礎利用者数を10.5万人として、また18万人以上の場合は計算基礎利用者数を17.5万人として計算する。これにより、市にとってはサービス対価支払額の上限額と下限額が明確化され、予算措置が簡易化する。								
利用者数の範囲	1段階	2段階	3段階	4段階	5段階	6段階	7段階	8段階
実際の利用者数	10万人以上11万人未満	11万人以上12万人未満	12万人以上13万人未満	13万人以上14万人未満	14万人以上15万人未満	15万人以上16万人未満	16万人以上17万人未満	17万人以上18万人未満
計算基礎利用者数（万人）	10.5	11.5	12.5	13.5	14.5	15.5	16.5	17.5
サービス対価の支払メカニズム								
・指標と連動しないサービス対価と同時期（前年度3月議会）に計算基礎利用者数を17.5万人として予算措置を行い、当該年度の翌年度4月30日に民間事業者へ支払う。 ・指標と連動させるサービス対価が予算額より減額になった場合は、当該年度の3月議会で対応する。								
事業契約書の構成								
指標連動方式に即した仕組みを導入して指標、サービス対価の支払メカニズム、モニタリングルールの一体的運用を行った本事業における事業契約書の構成及び概要は以下のとおりである。 第30条 本件施設に対するサービス対価等の支払 サービス対価の支払時期等について記載。 別紙5 サービス対価の算定方法（第30条関係） 指標に連動してサービス対価を増減する対象となるサービス、サービス対価の算定、改定方法について記載。								

- 「PPP/PFI推進アクションプラン（令和6年改定版）」における4つの主要事項の1つ「PPP/PFIによる地方創生の推進」の中でPPP/PFI地域プラットフォーム（以下「地域PF」という。）の効果的な運用に向けた取組が盛り込まれており、地域PFを効果的に運用し構想段階から継続的・安定的に官民対話を行って具体的な案件形成に繋げる取組を支援する必要がある。
- 上記に関する具体施策として、地域PFに関するこれまでの取組実績を反映して「PPP/PFI地域プラットフォーム設置・運用マニュアル」（以下「マニュアル」という。）の改定を行う。
- 地域PFや地方公共団体等に対しマニュアルを情報提供を行うことで、広域型の地域PFの設置やその効果的な運用等を促進する。

地域PFの設置を支援するための主な追加事項

- 地域PF設置に向けての機運醸成（P.21～22）
地域PFの円滑な始動による早期からの自立した運用を目指すため、地域PF設置前のセミナーなどの取組内容を掲載
- 地域PFの構成員としての参画意義を再整理（P.32～34）
地域PFに多様な主体の参画を促進するため、大学や研究機関を含めた関係者の参画意義を再整理

地域PFの効果的な運用を支援するための主な追加事項

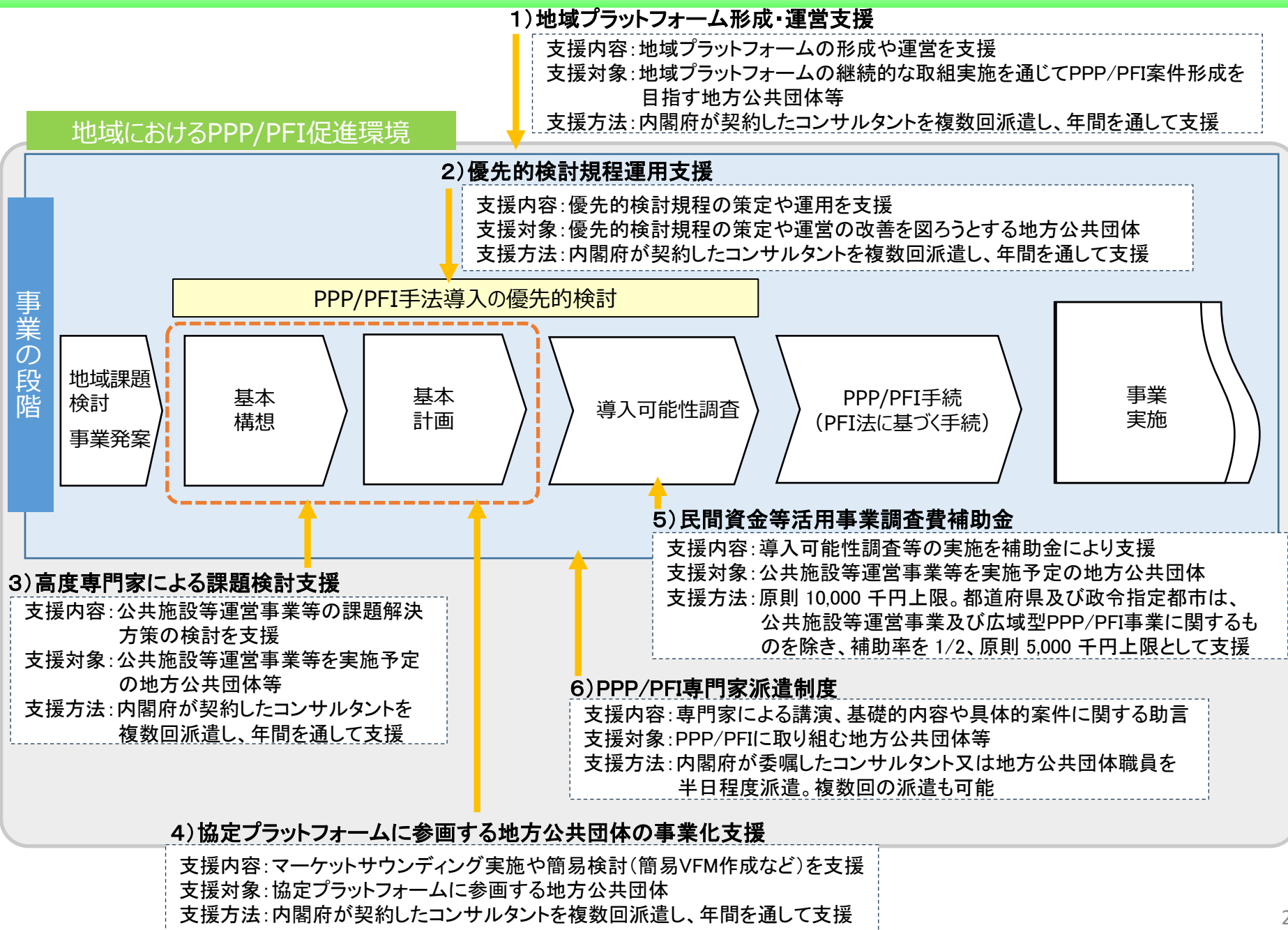
- 自律的な運用に向けた機能拡充（P.57～59）
官からの情報発信を踏まえた官民対話を継続的・安定的に実施していくために、地域PFの運用を段階的に発展させるための課題と対応策の例示を掲載
- 案件形成のための情報発信の取組（P.60～67）
官民対話の仕組みの強化を図るため、ロングリスト作成や活用の実務の流れを整理するとともに、実際に公表されている地方公共団体のロングリスト・ショートリストを掲載
- 地域PFにおける工夫した取組事例の紹介（P.71～72,86～122）
地域PFの取組事例の紹介を拡充するとともに、特徴的な取組事例についてコラム形式で掲載

地域PFの更なる活用のための主な追加事項

- 広域型の地域PFの活用（P.73～78）
「分野横断型・広域型PPP/PFI事業の形成促進」が提示されたことを踏まえ、分野横断型・広域型PPP/PFI事業の形成促進を図る上での広域型の地域PFの有用性、広域型の地域PFの形成方法や地域PF同士の連携した取組を掲載
- 官民対話の活用促進（P.79～81,115～117）
各地域PFにおいて効果的に官民対話を実施していくため、官民対話手法の特徴の整理、民間提案制度との連携事例の紹介や地域PFの官民対話にて使用されている様式・作業フローを掲載

- 1 PPP/PFIの推進状況
- 2 アクションプランの改定(令和7年6月4日)等
- 3 内閣府の支援制度等**
- 4 官民連携支援センターのご紹介

PPP／PFI推進に活用できる支援制度

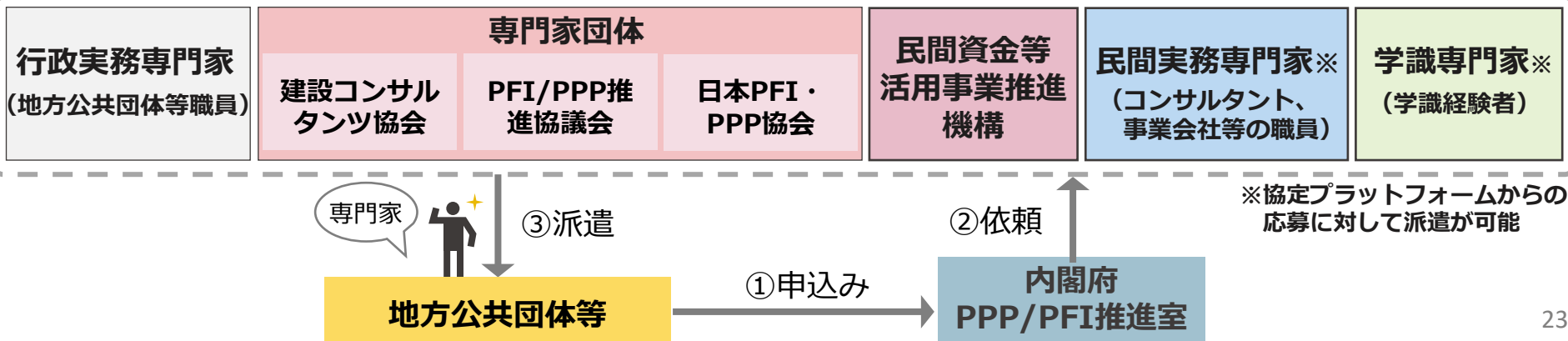


PPP/PFI専門家派遣制度の概要

- PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度。
- 制度運用を開始した平成23年度以降、派遣件数は令和6年度末までに延べ585件。
- 令和7年度より、内閣府及び国土交通省と協定を結んでいる地域プラットフォーム（以下、「協定プラットフォーム」という。）事務局からの依頼に応じて派遣できる専門家を拡充。

【制度の概要】

- 地方公共団体等からの依頼内容に応じて適切な専門家を選定し、1回につき半日程度で派遣（内容に応じて複数回の派遣も可能）。
- 通年で申込を受付けており、派遣費用（旅費、謝金）は内閣府が負担。
- 専門家の派遣は、行政実務専門家（地方公共団体等職員）、専門家団体（コンサルタント等）、民間資金等活用事業推進機構の中から選択が可能。協定プラットフォームからの応募の場合、民間実務専門家名簿又は学識専門家名簿に記載された専門家からの選択も可能。
- 専門家は、専門的な立場から、講演、事業手法に関する助言等を実施。
（PPP/PFI事業に係る依頼内容の例）
 - ・ 制度概要、事例紹介、事業推進方法等に関する講演
 - ・ 事業の案件形成、庁内推進体制の構築や検討ルールの整備、予算対応、議会对応、庁内合意形成に関する相談
 - ・ 金融、ファイナンスに関する相談
 - ・ 地域プラットフォームの形成・運用、優先的検討規程の策定・運用に関する相談
 - ・ 首長、地方議会の理解促進等を図る取組に関する相談
 - ・ 民間提案制度に係る受け入れ体制構築・インセンティブ付与方法・審査方法に関する相談



民間資金等活用事業調査費補助金

概要

公共施設等運営事業等※を推進するため、地方公共団体に対し、公共施設等運営事業等の導入に係る検討に要する調査委託費を助成することにより、公共施設等運営事業等の案件形成を促進。

※公共施設等運営事業等とはPPP/PFI 推進アクションプラン（令和6年6月3日民間資金等活用事業推進会議決定）における「類型Ⅰ：公共施設等運営権制度を活用したPFI事業（コンセッション事業）」、「類型Ⅱ：収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPPP/PFI事業」、「類型Ⅲ：公的不動産の有効活用を図るPPP事業（公的不動産利活用事業）」又は「類型Ⅳ：サービス購入型などのPPP/PFI事業」をいう。

支援内容

■対象機関

公共施設等運営事業等を実施しようとする地方公共団体

■対象分野

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」第二条各号に規定されている施設でかつ事業段階が早期である等のため所管省庁が明確でない事業、あるいは、複数の省庁に所管がまたがる事業

（例）公有地における何らかの公共施設整備、公営住宅と社会福祉施設との複合施設、体育館と運動公園の整備、上工下水道一体の管理等

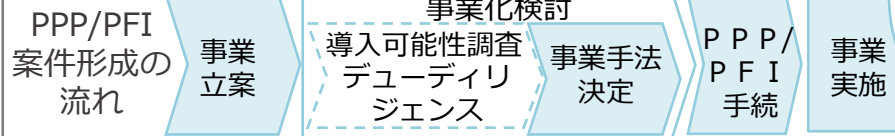
■調査内容

○導入可能調査

- 公共施設等運営事業等の導入前に、公共施設等運営事業等導入の可能性、対象事業の範囲、官民のリスク分担、広域化等を検討

○デューディリジェンス

- 公共施設等運営事業等の導入前に、対象施設や対象事業について、資産、法務、財務等の状況を調査するもの

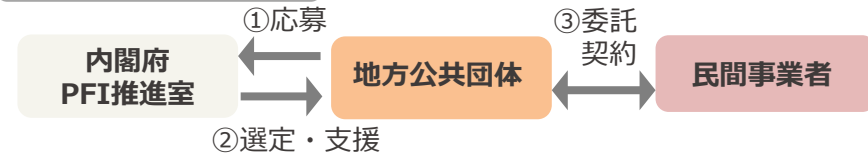


■補助対象経費

調査費用のうち、コンサルタント等の専門家に調査や検討を依頼する経費（委託費：原則1,000万円上限。都道府県・政令指定都市は公共施設等運営事業及び広域型PPP/PFI事業※を除き、補助率1/2、原則500万円上限。）

※複数の地方公共団体が公共施設等の管理者等となって実施するPPP/PFI事業

支援スキーム



これまでの支援事例

宮城県上工下水一体官民連携運営事業

宮城県は、水道用水供給事業、工業用水道事業及び流域下水道事業への公共施設等運営権制度の導入を検討する際に必要となる調査について、本補助を活用して導入可能性調査やデューディリジェンスを実施（H28年）

<事業経緯>

- R1.11 実施方針公表
- R3.3 運営事業者の選定
- R3.12 実施契約の締結
公共施設等運営権の設定
- R4.4 運営事業の開始

<事業範囲>



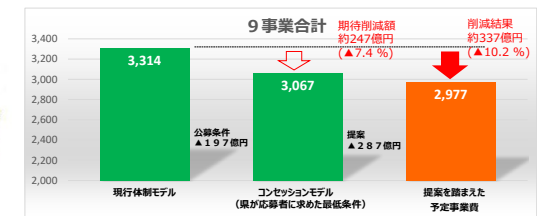
- 契約期間：最長4～5年間
- 契約単位：事業ごと個別契約
- 発注方式：仕様発注

これまで

みやぎ型

- 20年間
・従業員の雇用の安定
・人材育成、技術革新が可能
- 9事業を一体で契約
（設備の改築・修繕を含む）
・スケールメリットの発現効果が拡大
- 性能発注
・運営権者が創意工夫

<事業費の削減効果>

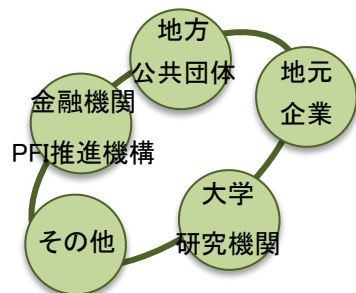


（出典）宮城県HP

令和7年度 PPP／PFI推進に資する支援措置

1) 地域プラットフォーム形成・運営支援

地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場（地域プラットフォーム）の形成に向けた支援（形成支援型）や、地域プラットフォーム設置後の運営課題の解決に向けた支援（運営課題解決型）を実施



4) 地域プラットフォーム形成・運営支援のほか、「PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度」の活用により、地方公共団体のPPP/PFI案件形成に対する支援が可能

2) 優先的検討規程運用支援

PPP/PFI手法の適用を、従来型手法に優先して検討する「優先的検討規程」の策定や、規程を運用して具体の事業をPPP/PFI手法にて進捗させる過程の支援を実施

※支援対象の選定では、(1)～(3)の要件に当てはまる地方公共団体を優位に評価します。

- (1) 人口20万人未満の地方公共団体
- (2) 優先的検討規程が未策定の地方公共団体
- (3) 今後速やかに庁内でPPP/PFI手法の導入を検討する具体の事業がある地方公共団体

3) 高度専門家による課題検討支援

公共施設等運営事業（コンセッション事業）、収益型事業、公的不動産利活用事業、PFI法第6条に基づく民間提案の制度を活用する事業、指標連動方式（アベイラビリティペイメント方式）による事業、ウォーターPPPによる事業等の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する専門家による助言や情報提供等の支援を実施

※本支援措置における具体的なPPP/PFI案件形成については、いずれの支援措置においても、『導入可能性調査開始前』段階のものが対象となります。

1) 地域プラットフォーム形成・運営支援

地域プラットフォーム

2) 優先的検討規程運用支援

PPP/PFI手法導入の優先的検討

事業の段階

基本構想

基本計画

導入可能性調査

PPP/PFI手続
(PFI法に基づく手続)

事業実施

3) 高度専門家による課題検討支援

国による支援事業の公表(令和7年6月)

○内閣府および関係省庁では地方公共団体等におけるPPP/PFIの導入と案件形成を促進するため各種支援事業を実施している。各府省庁の支援事業周知を目的として、支援概要を横断的に把握可能な「国による支援事業リスト」を公表。
(※各支援事業により、通年または特定の時期の実施、今年度当初予算では計上されていないなどがある。)



内閣府の政策 組織・制度 広報・報道 活動・白書等 情報提供

国による支援事業

内閣府のみならず関係省庁のPPP/PFIに係る支援事業について更なる周知を図りPPP/PFIの導入促進と案件形成を一層促進する目的から、各府省の支援事業概要を横断的に把握可能な「国による支援事業リスト」を作成しました。積極的にご活用いただき、更なるPPP/PFI導入と案件形成の促進に役立てていただければと存じます。
※各支援事業については、通年で実施するもの、特定の時期に実施する、今年度当初予算では計上されていないものがそれぞれありますので、各支援事業の詳細については担当府省庁にお問合せくださいますようお願い申し上げます。

1. [令和7年度 国による支援事業の概要\(PDF形式:349KB\)](#)
2. [令和7年度 国による支援事業リスト\(Excel形式:44KB\)](#)

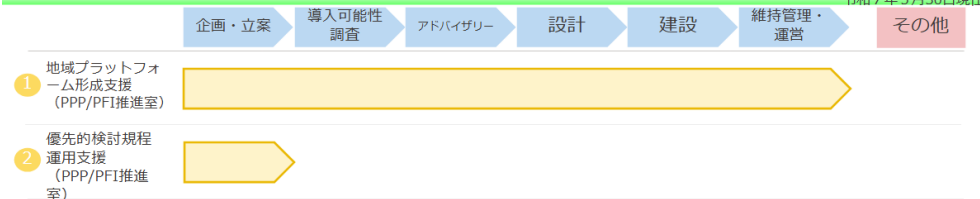
データ項目 (例)

- ・ 支援対象
- ・ 支援対象とする事業段階
- ・ 支援内容 (概要、補助率等)
- ・ 問合せ先 等

https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/shien_index.html

国による支援事業の概要 (内閣府) 1/2

令和7年5月30日現在



番号	府省庁	事業名等	支援対象		支援対象とする事業段階							
			支援対象者	事業分野/対象施設	全般	企画・立案	導入可能性調査	アドバイザー	設計	建設	維持管理・運営	その他
1	内閣府	地域プラットフォーム形成支援	・ 地方公共団体等 ・ 地方公共団体等を構成員として含む構成体	・ 特になし	○							

支援内容				問合せ先		
補助率等	概要	URL	担当部署・課	電話番号	e-mail (任意)	
内閣府が費用を負担	・ 内閣府が契約したコンサルタントを複数回派遣し、地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場（地域プラットフォーム）の形成や運営を年間を通して支援	https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/shien_index.html	内閣府民間資金等活用事業推進室 (PPP/PFI推進室)	03-6257-1655		

PFI事業基礎データベースの公表(令和7年2月)

OPFI事業促進を目的として、情報を一元化したPFI事業基礎データベースを公表。
(令和6年3月31日までに実施方針を策定しているもののうち、実施主体から公表可能として情報提供等あったもの。)



English

Q

検索

内閣府の政策 組織・制度 広報・報道 活動・白書等 情報提供

民間資金等活用事業推進室
(PPP/PFI推進室)

PPP/PFI推進に向けた施策 PPP/PFI事例集 マニュアル・関連リンク よくある御質問
株式会社民間資金等活用事業推進機構

内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 民間資金等活用事業推進室(PPP/PFI推進室) > 各種PFI情報 > PFI事業情報

PFI事業情報

PFI事業 基礎データベース

PFI事業促進を目的として、情報を一元化し、「PFI事業 基礎データベース」を作成しました。

掲載している情報は、令和6年3月31日までに実施方針を策定しているもののうち、実施主体から公表可能として情報提供等あったものです。

データ項目(例)

- ・事業分野
- ・事業手法
- ・事業スケジュール
- ・事業者(代表企業、構成企業等)
- ・契約金額
- ・VFM 等

https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/jigyoyou/jigyoyou_index.html

① PFI事業 基礎データベース(Excel形式:363KB) 図

①事業名・事業主体			③事業内容								
項番	1-1. 事業名	1-2. 事業主体	2-1 管理者種別	2-2 自治体コード	3-1. 事業地点	3-2. 施設用途(主)	3-3. 事業分野(主)	3-4. 施設用途②	3-5. 事業分野②	3-6. 施設用途③	3-7. 事業分野③
338	中央合同庁舎第8号館整備等事業	国土交通省 内閣府	①国	-	東京都千代田区	庁舎	⑥行政	なし	非該当	なし	非該当
762	内閣府新庁舎(仮称)整備等事業	国土交通省 内閣府	①国	-	東京都千代田区	庁舎	⑥行政	なし	非該当	なし	非該当

④事業の特徴(事業手法・他の事業手法・事業者の収入)						⑤事業の経過・スケジュール						⑥事業者(落札者)			
4-1. 事業手法	4-2. PFI方式以外の事業 手法の有無・内容	4-3. 事業者の収入① サービス対価(発注 者からの対価)	4-4. 事業者の収入② 利用者等からの収入 (要求水準として内 容指定) ※利用料収入、用 途指定の利便施設 等	4-5. 事業者の収入③ 利用者等からの収入 (任意)	4-6. 任意事業の内容	5-1. 実施方針(案)/ 実施方針公表日	5-2. 特定事業選定日	5-3. 契約締結日	5-4. 供用開始日	5-5. 契約終了日	5-6. 運営権開始日	5-7. 運営権終了日	6-1. 事業者 (代表企業)	6-2. 事業者 (その他構成企業)	6-3. 事業者 (協力企業)
・BTO	・行政財産の使用 許可	○	○	×	非該当	2009/4/13	2009/6/16	2010/2/17	2014/4/1	2024/3/31	非該当	非該当	・清水建設株式会社	・太平洋ビルサービス株式 会社	・株式会社日建設計 ・重日本電信電話株式 会社
・BTO	・行政財産の使用 許可	○	○	×	非該当	2019/11/25	2020/4/6	2021/1/29	2025/10/1	2040/3/31	非該当	非該当	・清水建設株式会社	・株式会社日建設計 ・株式会社ニッコトラス ト	

PPP/PFIに関するお問合せについて

PPP/PFI事業の実務に関するご質問、お問合せに内閣府PPP/PFI推進室が対応します

連絡先：内閣府PPP/PFI推進室 03-6257-1655（直通）

○問い合わせいただいている主な質問の例

1. PPP/PFI全般

- ・コンセッションについて教えてほしい。
- ・〇〇（例：学校空調整備）を検討しているがPPP/PFIの類似事例を教えてほしい。

2. PFI法関連解釈

- ・地方自治法に基づく債務負担行為の設定はいつまでに議決をとれば良いのか。
- ・〇〇（例：温泉施設）はPFI法2条の公共施設等に該当するか。

3. PPP/PFI支援措置

- ・PFI事業は補助金の対象になるのか。
- ・PPP/PFI専門家派遣支援を受けられないか。

4. PPP/PFI優先的検討規程

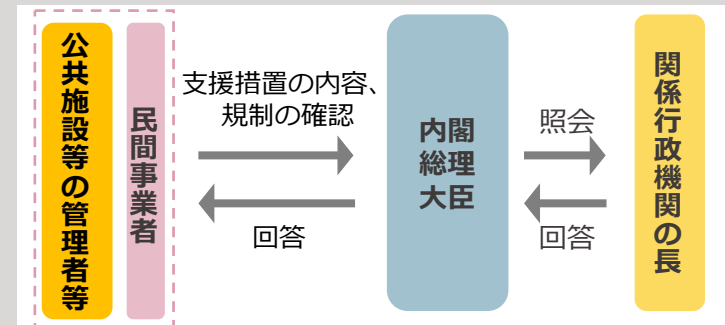
- ・優先的検討規程の事業費基準はどのように解釈するのか。
- ・簡易な検討で用いるVFM算出シートの使い方を教えてほしい。

必要に応じて、行政、金融、法律、会計、コンサルタント等各分野の専門家及び関係省庁の意見も確認します

● ワンストップ窓口制度

平成30年度のPFI法改正により、『ワンストップ窓口制度』が位置づけられました。

- ・地方公共団体、PPP/PFI事業を実施し、もしくは実施しようとする民間事業者は、内閣総理大臣に対し、規制適用の有無、支援措置適用の有無について、書面にて確認を求めることができるようになりました。
- ・内閣総理大臣はお問い合わせに対し、必要に応じて関係行政機関の長に確認の上、書面にて回答します。



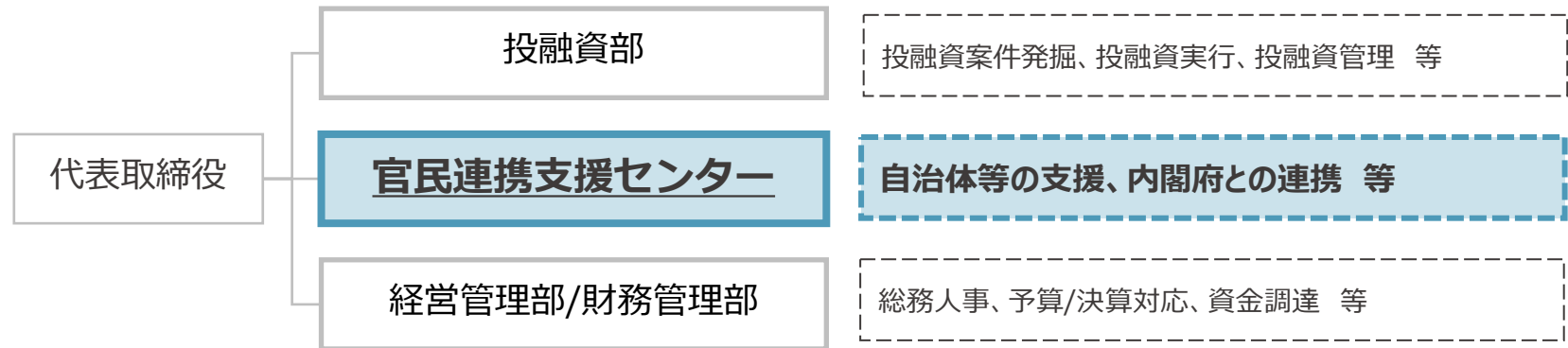
- 1 PPP/PFIの推進状況
- 2 アクションプランの改定(令和7年6月4日)等
- 3 内閣府の支援制度等
- 4 官民連携支援センターのご紹介

組織体制

支援センターは内閣府との連携等による官民連携の支援を目的として設立

PPP/PFI推進アクションプラン（令和6年改定版）

「機構は、機構内に令和6年5月に設立した官民連携支援センターを活用することにより、…案件発掘段階から事業契約等の締結等による事業実施段階までの様々な局面において、地方公共団体や民間事業者等に対する各種サポートを行うなど、コンサルティング機能を具体的かつ継続的に実施する。」（2.(1)iv)⑥および2.(4)②）



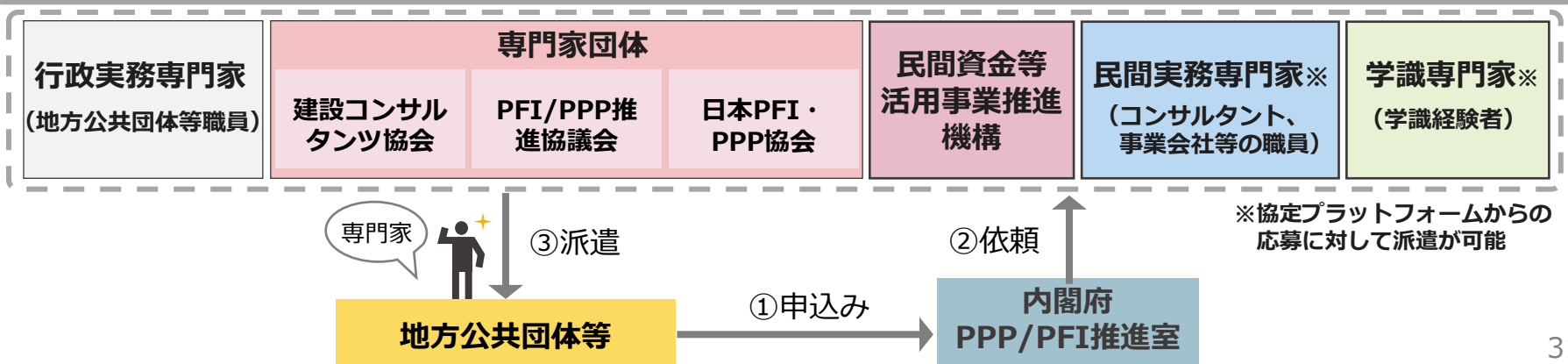
<株式会社民間資金等活用事業推進機構（略称 PFI推進機構）の概要>

設立	2013年10月7日
設立根拠法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
業務の終了	設立後20年間（2033年3月末）を目途に業務を終了
本店所在地	東京都千代田区大手町1丁目6番1号 大手町ビル8F
資本金	100億円（出資金額：政府100億円、地銀49社を含む民間69社100億円）

内閣府との連携例（センターによる同席及びフォローアップ）

【専門家派遣制度の概要】

- PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度。（平成23年度より派遣開始）
- 地方公共団体等からの依頼内容に応じて適切な専門家を選定し、1回につき半日程度で派遣。
（内容に応じて複数回の派遣も可能）
- 通年で申込を受付けており、派遣費用（旅費、謝金）は内閣府が負担。
- 専門家の派遣は、行政実務専門家（地方公共団体等職員）、専門家団体（コンサルタント等）、民間資金等活用事業推進機構の中から選択が可能。協定プラットフォームからの応募の場合、民間実務専門家名簿又は学識専門家名簿に記載された専門家からの選択も可能。
- 専門家は、専門的な立場から、講演、事業手法に関する助言等を実施。
（PPP/PFI事業に係る依頼内容の例）
 - ・ 制度概要、事例紹介、事業推進方法等に関する講演
 - ・ 事業の案件形成、庁内推進体制の構築や検討ルールの整備、予算対応、議会对応、庁内合意形成に関する相談
 - ・ 金融、ファイナンスに関する相談
 - ・ 地域プラットフォームの形成・運用、優先的検討規程の策定・運用に関する相談
 - ・ 首長、地方議会の理解促進等を図る取組に関する相談
 - ・ 民間提案制度に係る受け入れ体制構築・インセンティブ付与方法・審査方法に関する相談



自治体へのサポート例

個別相談から講演・事業者選定プロセスまで幅広く対応

対象先	事業分野	サポート内容
自治体A (関東)	文化社会教育	担当者に向けてPPP/PFIの基礎や事業手法について説明 庁内上層部への説明資料作成支援
自治体B (九州・沖縄)	文化社会教育	庁内向け勉強会にてPPP/PFIの導入事例紹介 民間事業者との意見交換をアレンジ
自治体C (中部)	行政 (庁舎・宿舍等)	PFIの基礎知識・導入事例について説明 地域金融機関との意見交換をアレンジ
自治体D (中部)	経済地域振興	地域プラットフォーム事務局との意見交換をアレンジ
自治体E (北海道・東北)	経済地域振興	庁内向け勉強会の実施 コンサル会社との意見交換、民間事業者との意見交換をアレンジ
自治体E (近畿)	環境衛生	コンサル会社との意見交換をアレンジ
自治体F (中部)	文化社会教育	内閣府による補助事業の説明 庁内向け勉強会の実施
自治体G (九州・沖縄)	環境衛生	庁内における簡易VFM試算を支援
自治体H (中国)	文化社会教育	事業手法の選択についてアドバイス・情報提供
和歌山県、北海道、 千葉県など	全般	セミナー講演やサウンディングのファシリテーターを実施

ご清聴ありがとうございました。



内閣府 民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI推進室）

〒100-8914
東京都千代田区永田町1-6-1
中央合同庁舎中央合同庁舎第8号館14階

TEL : 03-6257-1655
FAX : 03-3581-9682
URL : <http://www8.cao.go.jp/pfi/>

